

食料・農業・農村政策審議会 企画部会 議事次第

日時：平成26年5月29日(木)

15時30分～18時00分

場所：農林水産省 講堂

1 開会

2 新たな食料・農業・農村基本計画について

(1) 農業の持続的な発展に関する施策についての検証②

(基本法第29条～第33条)

(2) 農林水産研究基本計画の検証

(3) 委員指摘事項について

(4) 新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの
意見・要望(第1回募集)

(5) その他

3 閉会

農業の持続的な発展に関する施策についての検証② (基本法第29条～第33条)

技術の開発及び普及（基本法第29条） 1
農産物の価格の形成と経営の安定、農業災害による損失の補てん （基本法第30条、第31条） 2
自然循環機能の維持増進（基本法第32条） 4
農業資材の生産及び流通の合理化（基本法第33条） 6

技術の開発及び普及（基本法第29条）

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（技術の開発及び普及）

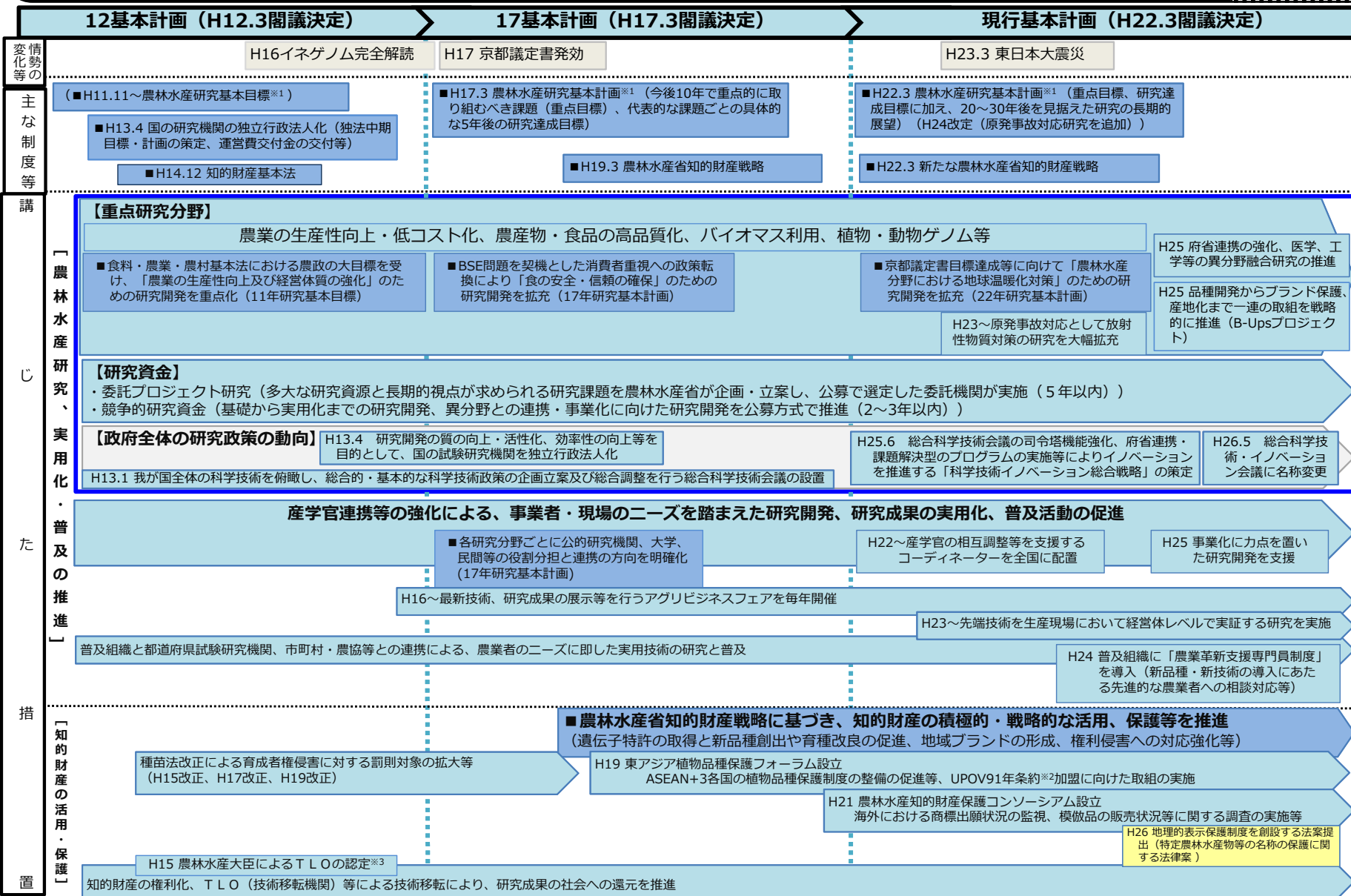
第29条 国は、農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

○ 現行基本計画の概要

- 革新的技術の開発や産業化、低炭素型産業構造への転換等を実現するため、包括的な技術・環境戦略を策定。
- 研究開発から普及・産業化までの一貫支援、知的財産の保護・活用の取組を総合的・体系的に推進。

【凡例】

- 基本計画に基づく施策を青色で示すとともに、「主な制度等」と「講じた措置」の記載内容が対応している場合は濃い青色で示している。
- その時々政策課題を踏まえて策定されたプラン等とそれに基づく取組については、青以外の色で対応関係を示している。



これまでの評価と課題等

- 技術開発は、農業現場の課題解決、成長産業化を進める上で重要な役割を果たしてきたが、研究成果の中には、現場での活用に適さなかったり、活用したいというニーズが少なく、現場に十分活用されていないものが多いのではないかと懸念されている。こうした実態を踏まえ、
 - 現場に直結した成果を生み出すため、研究機関や現場の情報との更なる利活用や成果のユーザーである農業者や食品産業等の開発プロセスへの参画を進める
 - 重点課題を定め、課題解決に向けて戦略的・計画的に研究開発・普及を行う
 といった観点から、研究開発を進める枠組みやプロセスを抜本的に見直すべきではないかと懸念されている。
- 今後の技術開発は、近年蓄積が進むゲノム情報を活用した画期的な品種の開発や、スマート農業の実現に向けたITやロボットなどの異分野の先端技術の活用、医療・健康等の他産業との連携や、国、県、大学、民間など多様な研究機関間の連携等が重要。このため、従来の研究開発の枠組みを超え、様々な「知」が集積・連携し新たな技術革新を生み出す仕組みを検討すべきではないかと懸念されている。
- 遺伝子組換え等の新技術は、飛躍的な生産性の向上等が期待される一方、国民的理解を得ていくことが課題であることから、改めて国民とのコミュニケーションのあり方について検討すべきではないかと懸念されている。
- 今後の技術の普及は、気候変動等の新たな課題への対応、技術の高度化・専門化や高い技術を有する担い手への対応といった課題を踏まえ、今後の技術普及の方策を検討し、抜本的に見直すべきではないかと懸念されている。
- 我が国の農産物・食品産業等の競争力の強化の観点から、関連業界におけるノウハウ等を活用したサービス展開等を促しつつ、知的財産の更なる積極的・戦略的な創造・活用・保護に向けた取組を強化していく必要があるのではないかと懸念されている。

*1 H11は、研究の領域毎におよそ10年後の目標を見通して示す「農林水産研究基本目標」を策定。H17,H22は、進行管理に活用できるよう、個別の課題毎に5年後、10年後の研究開発の具体的な中期達成目標等を示す「農林水産研究基本計画」を策定。

*2 植物の新品種保護に関する国際条約

*3 農林水産省所管の試験研究独立行政法人が保有する特許等を民間事業者に移転する機関(TLO(Technology Licensing Organization))として、地方公共団体、農業者団体、民間企業等を会員とする(社)農林水産技術情報協会(現(公社)農林水産・食品産業技術振興協会)を認定。その後、各独法において技術移転部門の体制が整ったことから、H26.3月をもって認定を取消。

農産物の価格の形成と経営の安定、農業災害による損失の補てん（基本法第30条、第31条）

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（農産物の価格の形成と経営の安定）

第30条 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

（農業災害による損失の補てん）

第31条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

12基本計画（H12.3閣議決定）

17基本計画（H17.3閣議決定）

現行基本計画（H22.3閣議決定）

これまでの評価と課題等

基
本
計
画
画

主
な
制
度
等

講
じ
た
措
置

【農産物の価格の形成と経営の安定】	【農業災害による損失の補てん】
<p>消費者に選択される農産物の生産を促進する観点に立ち、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、麦、大豆等の主要品目ごとの価格に関する政策を見直す等必要な施策を講ずる。</p> <p>また、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる。</p> <p>なお、育成すべき農業経営を個々の品目を通じてではなく経営全体としてとらえ、その経営の安定を図る観点から、農産物の価格の変動に伴う農業収入は所得の変動を緩和する仕組み等について、今後、品目別の価格政策の見直しの状況、品目別の経営安定対策の実施状況、農業災害補償制度との関係等を勘案しながら検討。</p>	<p>農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策の必要性を検証。</p> <p>対象となる担い手は、認定農業者のほか、集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを基本。</p> <p>野菜、果樹、畜産等における品目別政策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に速やかに見直し。その際、品目ごとの特性を踏まえて施策を具体化。</p>
<p>災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づく農業災害補償制度の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てん等の施策を講ずる。</p>	<p>農業災害の発生時における損失の合理的な補てんが行われるよう、農業災害補償制度の適切な運用を図る。また、品目横断的政策の導入や品目別政策の見直しを合わせて、これらの政策との役割分担を整理し、この結果を踏まえて制度の在り方を見直す。</p>

○ 現行基本法の制定以降、

- ① 一定の価格を保証するのではなく、需給事情等が反映されて価格が形成される仕組みに転換しつつ、
- ② 価格低下時の農業経営への影響を緩和し、経営の安定を図るための対策を措置する

との基本的な方向性の中で、累次の制度見直しが行われてきたところ。

今後、担い手の経営感覚を醸成し、市場のニーズに応じた生産、農業の構造改革を促していくとの観点から、経営の安定のための必要な施策を実施していくべきではないか。

○ 経営所得安定対策については、構造改革の推進、意欲ある農業者への支援等の観点から、

- ① 全ての販売農家に一律に支払われる米の直接支払交付金等について削減・廃止すること
- ② 畑作物の直接支払交付金等の対象者要件について法整備を経て変更すること

などの見直しを行うこととしたところであり、今後、見直し後の制度の効果や課題等について、しっかりと検証していくべきではないか。

農産物の価格の形成と経営の安定、農業災害による損失の補てん（基本法第30条、第31条）

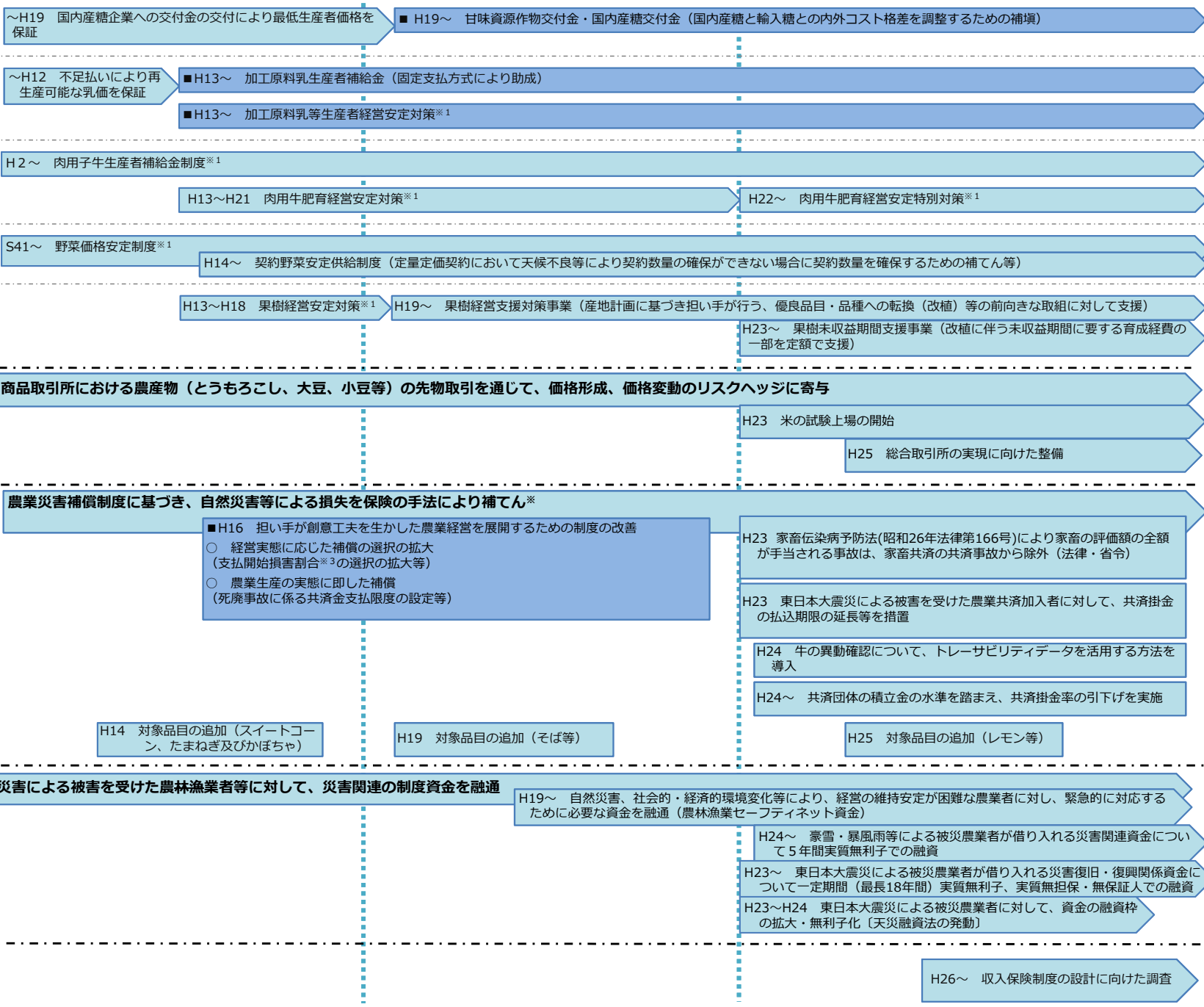
12基本計画（H12.3閣議決定）

17基本計画（H17.3閣議決定）

現行基本計画（H22.3閣議決定）

これまでの評価と課題等

【主な品目の価格・経営安定対策】
 【先物取引】
 【農業災害補償制度】
 【災害金融等】
 【収入保険】



- 農業共済制度は、農業者の多様なニーズに応えた補償の選択肢の拡大などの改善に取り組んできたが、
 - ① 自然災害による収穫量の減少を対象としており、価格低下は対象となっていない
 - ② 対象品目は収穫量の把握ができるものに限定され、加入単位も品目ごとになっているなど、農業経営全体をカバーしていない
 - ③ 耕地ごとの損害査定を基本としているため事務コストが大きい
 といった課題があるところ。
 このため、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入や農業共済制度のあり方の検討をすべきではないか。
- 今後、見直し後の経営所得安定対策や品目ごとの対策、農業共済制度や災害金融さらに新たな収入保険制度の導入等について、それぞれの役割や関係を整理し、必要な対応を検討していく必要があるのではないか。

※ 農業共済への加入率（主なもの）（H24）

○農作物共済	水稲	92.7%
	麦	96.7%
○家畜共済	乳用牛等	91.0%
	肉用牛等	68.9%
○果樹共済		24.4%
○畑作物共済		67.6%
○園芸施設共済		46.9%

※1：農産物の価格が一定の価格を下回った場合等に、生産者、国等により造成した資金により一定部分を補てんする仕組み。
 ※2：H19以降は生産者に対する支援は経営所得安定対策、国内産糖企業に対する支援は国内産糖交付金により実施（国内産糖と輸入糖との内外コスト格差を調整するための補填）。
 ※3：共済金の支払いが開始される損害割合。

自然循環機能の維持増進（基本法第32条）

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年） （自然循環機能の維持増進）

第32条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

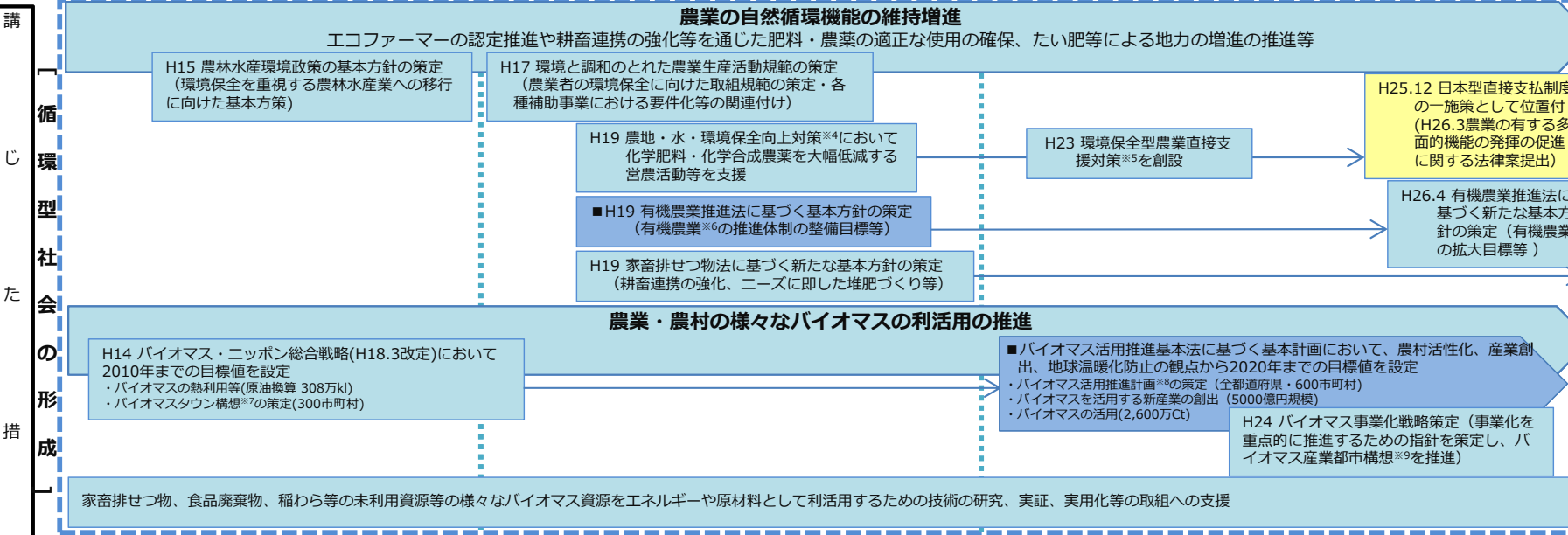
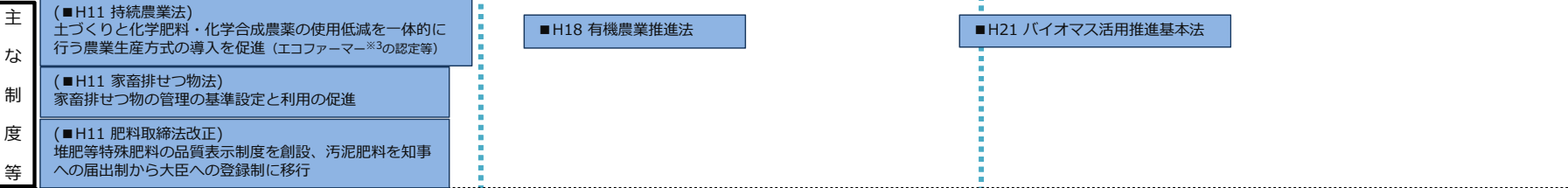
○ 現行基本計画の概要

- ・環境保全効果の高い営農方式の導入を促進。
- ・有機農業推進法に基づく取組や有機JAS制度の活用等を通じ、生産・流通の更なる拡大を促進。
- ・循環型社会の形成に向け、農村が有する豊富なバイオマスについて利活用を促進。
- ・地球温暖化対策や生物多様性保全を含む地球環境問題への貢献。

	12基本計画（H12.3閣議決定）	17基本計画（H17.3閣議決定）	現行基本計画（H22.3閣議決定）
情勢の変化等	エコファーマーの認定状況：1,126件(H12)	98,925件(H17)	211,163件(H22)
	有機JAS格付数量（総生産に占める割合）：33,734t(0.10%) (H13)	48,172t(0.16%) (H17)	56,608t(0.23%) (H22)
	家畜排せつ物利用率：90%(H16)		農作物非食用部利用率※1：約30%(H19) 約33%(H22) 目標※2：約90%(H32) 目標※2：約45%(H32)
	【H14～バイオマスタウン構想策定：318市町村(H23.4)】		【H22～バイオマス活用推進計画策定：15都道府県, 24市町村(H26.4)】 【H25～バイオマス産業都市選定：16地区(H26.3)】

これまでの評価と課題等

- エコファーマー制度や環境規範の策定、環境保全型農業直接支援対策など様々な施策を講じてきたが、農家の具体的な取組に結びついていないか、これまでの取組を検証し、今後のあり方を検討すべきではないか。
- バイオマスの利活用に向けた構想の策定等が進められてきたが、経済性や安定的な原料調達などの問題から、実際の取組は必ずしも十分に進んでいない。
このため、バイオマス事業化戦略に基づき、経済性が確保された一貫システムを構築するバイオマス産業都市構想を推進するとしているが、構想の具体化を加速化する施策やフォローアップのあり方について検討をすべきではないか。



貢献

[地球環境問題への対応]

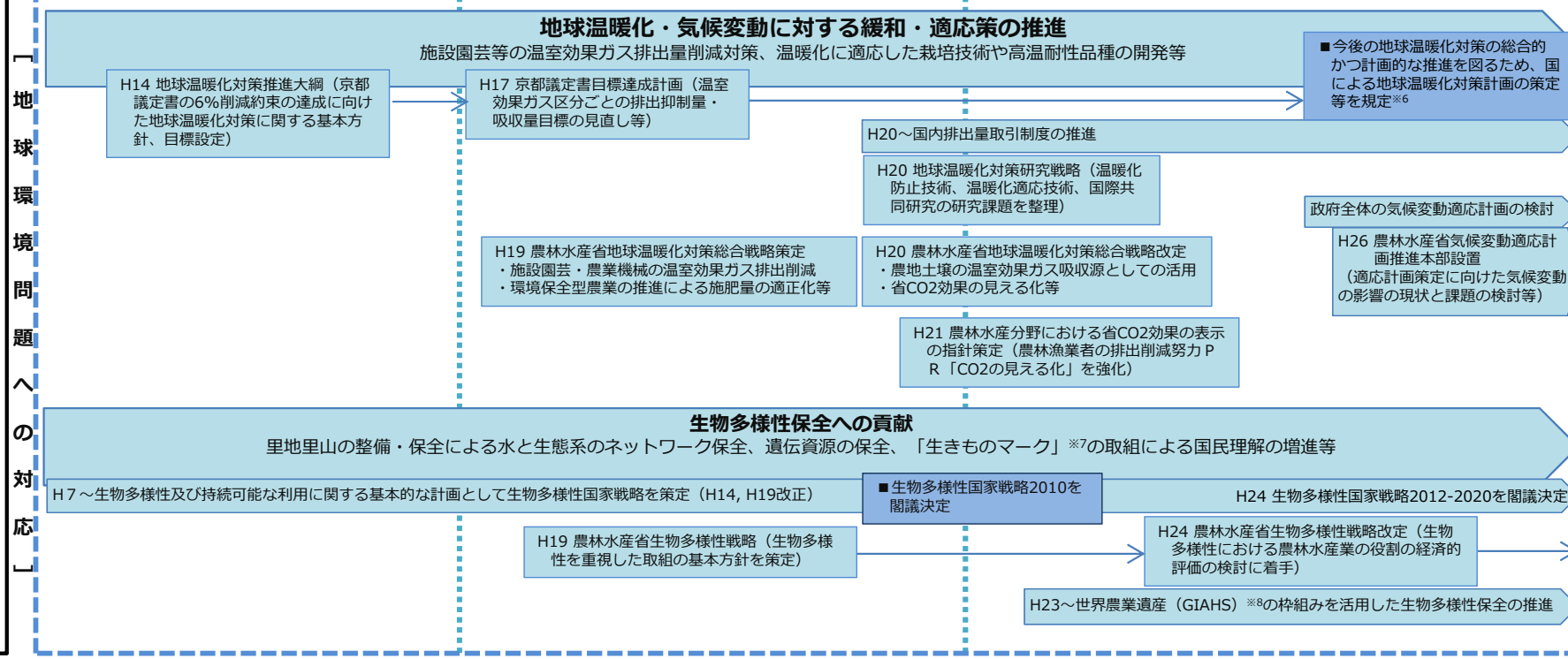
※1 農作物非食用部利用率：すき込みを除く。
 ※2 「バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月)」においてバイオマスの種類ごとに定めたもの。
 ※3 エコファーマー：土づくり技術、化学肥料低減技術・化学合成農薬低減技術を組み合わせて作成した計画を都道府県知事に認定された農業者。
 ※4 農地・水・環境保全向上対策：地域ぐるみで行う農地や水を守る効果の高い共同活動への支援と、地域全体の農業者による化学肥料・農薬の5割低減等、環境負荷低減に向けた取組への支援を実施。
 ※5 環境保全型農業直接支援対策：化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全等環境保全に効果の高い営農活動への取組に対し支援を実施。
 ※6 有機農業：化学肥料・農薬を使用せず、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
 ※7 バイオマスタウン：市町村が中心となって作成した地域のバイオマス利活用の全体プランの実現に向けた取組。
 ※8 バイオマス活用推進計画：市町村バイオマス活用推進計画は、バイオマスタウン構想に相当し、取組効果の客観的検証等を追加。都道府県バイオマス活用推進計画は、市町村バイオマス活用推進計画が実効性のあるものとなるよう講ずべき施策を記載。
 ※9 バイオマス産業都市：バイオマスタウンを更に発展させ、バイオマスを活用した産業化に重点を置いた取組。地域の実情に応じて、市町村（単独・複数）と都道府県、民間団体等との共同体が作成主体となる。H30までに100地区を目指す。

自然循環機能の維持増進（基本法第32条）

12基本計画（H12.3閣議決定） 17基本計画（H17.3閣議決定） 現行基本計画（H22.3閣議決定）

これまでの評価と課題等

情	H14 京都議定書締結	H17.2 京都議定書発効 温室効果ガス削減約束： 【H20～H24年】 H2年比6%減 【H25～H32年】 日本は不参加	
勢	農林水産業・食品製造業における温室効果ガス排出量（総排出量に占める割合）：7,174万t-CO2(約5.7%) (H2)		
の			5,268万t-CO2(約3.9%) (H24)=H2年比26.6%減
変			H22 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) 「名古屋議定書」*1「戦略計画2011-2020（愛知目標）」*2の採択
化			H22 カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5) 「名古屋・クアラルンプール補足議定書」*3の採択
等			H24 IPBES*4設立 (生物多様性に関する政策推進に資する科学的評価手法の検討等を開始)
制	京都議定書目標達成計画の進捗状況		
度		施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減量	36万t-CO2 (H23) (削減量の目標：21万t-CO2 (H23))
等		施肥量の適正化による温室効果ガス排出削減量	38万t-CO2(H22) (削減量の目標：18万t-CO2(H22))
な	農林水産省生物多様性戦略の進捗状況		
講		田園自然環境の創造に着手した地域*5数：(実績) 1,893(H24)	(目標値：約2,200(H28))
		グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数：(実績) 848万人(H21)	(目標値：1,050万人(H32))



○ 政府全体の気候変動適応計画の策定に向け、農水省においても「農林水産業の気候変動適応計画（仮称）」の策定に向けた検討を開始したところ。こうした中では、緊急的な対応と中長期的な対応、予防的な措置と顕在化した課題への対応といった視点に留意しつつ、適応策のさらなる強化を進めていくべきではないか。

○ 農業生産活動を通じた生物多様性保全に向け、取組の裾野を広げていくための環境づくりや、先進的な地域の取組を後押ししていくことが重要。このため、農業と生物多様性の保全についての国民の理解醸成や、地域振興の取組との一体的な活動の展開等を進めていく必要があるのではないか。

こうした中では、現在は認知度が低い「生きものマーク」「GIAHS」といったツールや枠組みについて、認知度の向上を図っていくことも必要ではないか。

また、現在、IPBESは生物多様性に関する科学的評価手法等の検討を進めているところ。こうした中では、我が国の農林水産業が有する生物多様性保全機能が適切に評価される手法等となるよう、我が国においても生物多様性に関する科学的評価の知見を蓄積し、IPBESの検討に反映させていくべきではないか。

*1 名古屋議定書：農作物の新品種開発などに必要な海外の遺伝資源の円滑な入手と、その利用から生ずる利益の一部を遺伝資源提供国へ配分するためのルール。
 *2 戦略計画2011-2020（愛知目標）：2050年までの長期目標「自然と共生する社会の実現」と2020年までの短期目標「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急的な行動の実施」と短期目標を達成するための20の個別目標。
 *3 名古屋・クアラルンプール補足議定書：遺伝子組換え生物の輸出入等による生物多様性保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の措置を規定。
 *4 IPBES：生物多様性に関する科学と政策の結びつきを強化することを目的とし設立された政府間機関。本機関が策定した作業計画2014-2018において、地球規模・地域レベルでの生物多様性評価作業が開始され、評価手法・基準が順次報告される。
 *5 田園自然環境の創造に着手した地域：市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」に位置づけられた環境創造地域において、水路やため池、農道などの整備の際に生きものや生育環境や地域の人々が自然と親しむ空間を創出するなどの取組に着手した地域。
 *6 改正後の地球温暖化対策推進法の規定に基づき、今後、地球温暖化対策計画を策定予定。
 *7 生きものマーク：全国各地で取り組まれている生物多様性に配慮した農林水産活動のうち、独自のマークを利用し消費者とのコミュニケーションに工夫をこらしている活動の総称。
 *8 世界農業遺産（GIAHS）：次世代に継承すべき重要な農法や景観、文化、生物多様性を有する農業システムをFAOが認定する制度。

農業資材の生産及び流通の合理化（基本法第33条）

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年）

（農業資材の生産及び流通の合理化）

第33条 国は、農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずる。

○ 現行基本計画の概要

- ・生産資材のコスト縮減に向け、単肥を混合した配合肥料、エコフィード等の低コスト飼料、大型包装農薬やジェネリック農薬、中古農業機械等の低コスト資材の活用を推進。
- ・土壌やたい肥中に含まれる肥料成分を踏まえた施肥等による肥料利用効率の向上、総合的病害虫・雑草管理(IPM)を通じた農薬使用量の抑制等による資材の効率的利用の促進。
- ・大部分を海外から輸入する化学肥料の原料について、新たな輸入相手国を多角的に探索し、その安定確保に向けた取組を推進。
- ・これらの取組の推進に向け、都道府県や資材の製造、流通、販売事業者の団体が策定している資材費低減のための行動計画の見直しを促進。

12基本計画（H12.3閣議決定）	17基本計画（H17.3閣議決定）	現行基本計画（H22.3閣議決定）
肥料価格指数 : 100 (H12)	103.2 (H17)	136.7 (H22)
農業薬剤価格指数 : 100 (H12)	96.1 (H17)	106.0 (H22)
農機具価格指数 : 100 (H12)	97.4 (H17)	102.1 (H22)
飼料価格指数 : 100 (H12)	112.5 (H17)	130.3 (H22)

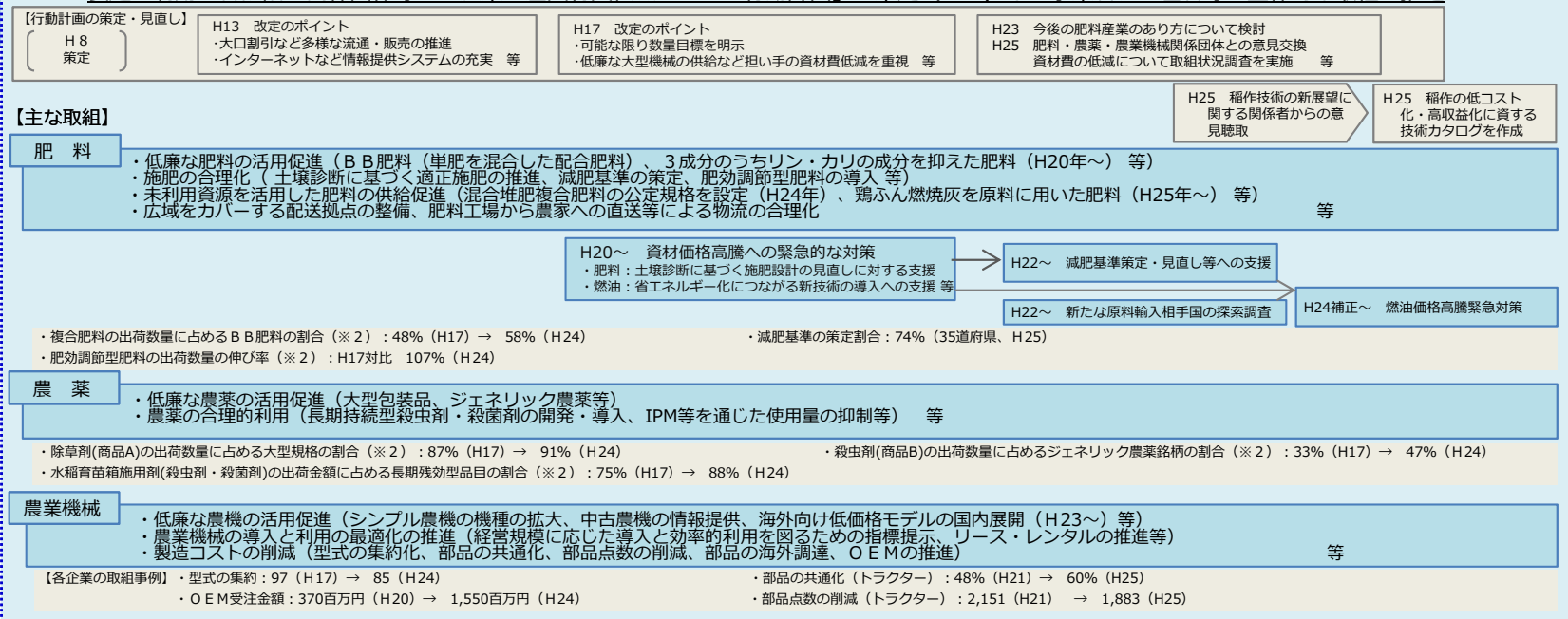
H20 農業生産資材費、穀物価格の高騰

これまでの評価と課題等

- 農業生産資材の費用低減については、今後の農地集積・集約化の進展等を見据え、更に大規模な担い手のニーズ（例：フレコンでの肥料供給、耐久性の高い機械の供給等）への対応が大きな課題であり、メーカー、流通業者等の主体的な取組を促すため、意見交換や連携を強化すべきではないか。
- 農業団体や流通業者による資材供給については、農業界と経済界との連携の強化、先駆的な取組の横展開等による、更なる取組の強化を促していく必要があるのではないかと。
- 個々の農家が自ら行うと非効率な作業の一層の外部化（例：耕起・整地・施肥、防除、収穫等）や、圃場の条件に応じた資材の効率的な利用等を図るためのITの導入等を推進すべきではないかと。
- 海外への依存度が高い資材原料や飼料については、世界的な価格高騰や安定的な確保が経営上のリスク要因。このため、海外からの調達に係るコストやリスク等を分析しつつ、国内も含めた調達の多角化、未利用資源の活用などを推進していく必要があるのではないかと。
- 農薬や肥料の規制について、安全の確保を前提として、登録に要する期間の短縮、コストの低減等の観点から、見直しの必要性について検討すべきではないかと。

農業生産資材の製造・流通・利用の合理化等による資材費の低減、安定的な確保

製造～利用の各段階の関係団体等が「農業生産資材費低減のための行動計画」を策定（※1）し、事業者、生産者等の主体的な取組を推進



エコフィードを含む国産飼料の増産、飼料穀物備蓄の実施等による飼料の安定的な確保

・エコフィード : 14万TDNトン(H17)(※3)	25万TDNトン(H22)	29万TDNトン(H24)	50万TDNトン(H32(目標))
・飼料自給率 : 26%(H12)	25%(H17)	26%(H24)	38%(H32(目標))
・配合飼料価格 : 34,520円/トン(H12)	42,424円/トン(H17)	53,069円/トン(H22)	60,065円/トン(H24)

※1 行動計画を策定した団体（現在の団体）
 (製造段階) 肥料関係8団体、農業工業会、日本農業機械工業会
 (流通段階) 全国農業協同組合連合会、全国肥料商連合会、全国農業協同組合、全国農業機械商業協同組合連合会
 (利用段階) 都道府県

※2 全農調査
 ※3 TDN(Total Digestible Nutrients)
 : 家畜が消化できる養分の総量

情勢の変化等

【肥料・農薬・農業機械】

【飼料】

講じた措置